

## 西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、特殊詐欺等対策機能を有する機器を購入設置する高齢者を含む世帯に対し、購入に要する経費の一部を予算の範囲内で交付する、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等（キャッシュカードを含む。）を交付させる等の行為。
- (2) 特殊詐欺等対策電話機等 特殊詐欺を未然に防ぐことを目的に製造され、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機（以下「自動録音電話機」という。）又は固定電話機に設置する機器（以下「外付け録音機」という。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者で、その住所地に居住していること。
- (2) 令和7年3月31日までに満65歳以上となる者、またはその者と同一世帯に属する者。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が、申請時点において本市または兵庫県警察から特殊詐欺等対策電話機等の貸与を受けていないこと。
- (5) 補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が、本市から自動通話録音機の無償配付を受けていないこと。
- (6) 補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

### (補助対象機器)

第4条 補助金交付の対象となる機器（以下、「補助対象機器」という。）は、特殊詐欺等対策電話機等であり、前条の補助対象者が購入し、かつ、その住所地で実際に使用するものに限る。

### (補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象とする経費は、令和5年12月13日以降に購入した前条に規定する補助対象機器の購入費用とする。ただし、以下の各号の経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費。
- (2) 消耗品の交換等にかかる経費。
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費。
- (4) 補助対象機器の設置にかかる経費。
- (5) 補助対象機器の配送にかかる経費。
- (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、自動録音電話機にあつては10,000円、外付け録音機にあつては5,000円をそれぞれ限度とする。

2 補助対象となる補助対象機器は、補助対象者の属する世帯につき1台までとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類
- (2) 着信前自動警告機能及び自動録音機能を有することが確認できる補助対象機器のカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 振込先金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人等(申請者本人の口座に限る)が確認できる書類の写し
- (4) 令和7年3月31日までに満65歳以上となる者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書等の写し
- (5) 申請者が令和7年3月31日までに満65歳以上となる者と同一世帯の者の場合は、前号の書類に加えて、申請者の住所、氏名が確認できる身分証明書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その適否を審査及び交付の可否を決定するとともに、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助金申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。6年を経過しない場合は、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売却（転売）、返品、貸付け、担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部または一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(調査への協力)

第 12 条 補助金申請者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。